禁裏御所御用日記

三月の

826
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

六四四

寛保二戌年三月廿二日久我家より

武家伝奏

久我家迄ハ日次出家清華家ハ家ハ旧家ハ
殿下ハ家後新家と云称行武迄ハ御法ハ旧家ハ
十二家ハ

御随身家領有之二家
云家領十五家 銘々始任叙書 知

340

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

御随身家領有之二家

本家 土山駿河守源氏屋

後土御門院御宇

文明二丑年源氏国任叙従五位下

右近衛将監

本家 調子筑後守下毛野氏弘

宗神天皇王子豊城入彦命後裔左衛門尉重行

朱雀院番長下毛野

帝国図書館蔵書

大正 6. 4. 13 購求

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

御随身兵家領十五家

後花園院御宇

宝徳二年源信途任叙兼備前守

従五位下右近衛将監

末家

水口雅楽助入道宗清

霊元院御宇

延宝四辰年六月九日身分新清之任叙

従五位下右兵衛尉兼備前守

末家

水口隼人佐入道宗清

後西院御宇

明暦元未年十月十三日身分新清之任叙

従五位下右兵衛尉兼備前守

末家

鈴木左近将監紀宗保

後水尾院御宇

元和四午年五月九日紀長房任

壹岐守

御随身兵家領十五家

末家 村雲織部之祭信里

後花園院御宇

宝徳二年源信途任叙兼備前守

従五位下右近衛将監

末家 水尾雅楽助入道義清

霊元院御宇

延宝四辰年六月九日身分新清之任叙

従五位下右兵衛尉兼備前守 宝永元年十月九日出家

末家 水口隼人正入道清光

正四位下侍従

明暦元未年十月十三日身分新清之任叙

従五位下侍従兼備前守 清之三男 清之三男

末家 鈴木左近衛将監紀宗保

後水尾院御宇

元和四午年五月九日 紀長房任

壹岐守

身無家領十五家

本家 村雲織部之祭信里

御守

二年年源信途任叙兼備前守

位下右近衛将監

末家 水口雅樂助従六位清

守

辰年六月九日身分被仰之任叙

下右之末裔 仰之男範清 二男 前信仰

寅年之年 十月九日 仰之

末家 水口隼人之身分従清光

守

元 未年十月十三日 身分被仰之任叙

仰下 右之末裔 仰之三男 仰之二男 仰之

末家 鈴木左近衛将監紀吳保

御守

四年年五月九日 紀長房任

殺守

天永源氏二所宮永年中信定より

藤原改姓

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

後水尾院御字

元和四年五月廿七日 紀長房任

壹岐守

本家 鈴木伊賀守紀長昌

末家 土山左近将曹奉光氏

正親町院御字

天正十三年十二月晦日源氏久任叙

従五位下 右近衛将監

末家 三上雅楽権助奉武義

後陽成院御字

慶長元年十月十三日奉武宣任叙

従六位下右兵衛尉源武元

本家 村田左近将監奉武盛

後水尾院御字

元和五年八月十四日奉武次任叙

因幡守 従五位下

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

後水尾院御字

元和四年五月廿七日 従長房任

壹岐守

本家 鈴木伊賀守従長昌

末家 土山左近将曹奈光氏

正親

元来源氏ニ〆不慶長年中吉武ヨリ
奈改姓

任叙

[illegible]

本家 村田左近将曹奈武盛

後水尾院御字

元和五年八月十四日 奈武次任叙

因幡守 従五位下

[illegible]

本家 水戸黄門[illegible]

貞享年中より[illegible]任叙[illegible]

侍従

末家 土山雲寺源孝貞

後光明院御宇

正保二酉年正月六日源武廣叙

正六位上

[illegible]

本家 三上下野守藤武郡

寛文三癸卯年二月七日藤長周任

侍従

末家 水口主計助藤清弼

後西院御宇

明暦元乙卯年十月十三日藤[illegible]

任叙[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

後水尾院御字

慶長十八年正月十一日叙爵

従五位下

末家 調子右近衛将曹奉武堅

後陽成院御字

天正十七年七月十九日下毛野武永

任叙従五位下第三男正尼近衛番長

末家 調子讃岐介下毛野武明

後光明御字

明暦元年十月十二日為人新清流

任叙従六位下左兵衛佐信信

末家 水尾近衛府生奉給清流

右家領有之以二家云家領十五

家之輩初與山城守銘〻亟判仕

[illegible]

寛保二戌年正月

久我大納言様御門

表但馬守殿

小浦一学殿

葉室大納言様御門

葉田中殿

松浦京殿

御随身

中御門院御宇

宝永六丑年十月十四日父資金任叙従六位上左近衛将監

梅宮裏様九条侍従元 作者御随身四人九条成り給ふ

新家

中井主馬助

中御門院御宇

宝永六丑年十月十四日父信任叙兼母信子従六位上左近衛将監

東山院御宇

元禄元辰年十月九日祖父春忠任叙従六位上左近衛将監

新家

島山上総介源春春

右廣橋

霊元院様両御位 御付御随身内九人成られ之事

中御門院御宇

享保二辰年六月十八日 父尚村任叙 兼任侍従之事

侍従

霊元院様両御位 御付御随身内九人成られ之事

大御所様 御代新しく少将 侍従 判任

享保上皇

寛保二壬戌年三月

右廣橋

御付御随身内

嘉 但馬之叙

少将一人之叙

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

御随身新家四家之任叙姫様

[illegible]

別帳

[illegible]

[illegible]

近衛府中　宗門改一札
　　鉄炮改一札

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

一家内 五人
内男少人 日蓮宗
女子人 同門
男子 同門
女子 同門

一家内 拾人
内男五人 日蓮宗
女子 同門
男子 浄土宗
女子 同門

水口讃岐守 下
同 左近府生 〃

暦毛右衛門尉 ×
△

三上大和守 〃
同 右近府生 〃

一家内 五人
内男 小人 日蓮宗
女 大人 同門
男 大
女 大

水口讃岐守 二下
同 左近府生 〃

九人
内 小人 日蓮宗
男 小人 同門
女 大人 浄土宗
男 小人 門

右近将監 〃
同 右近府生 〃

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一家内四人
内男子
女子
浄土宗

村雲右近将監
同　左近府生

一家内七人
内男子
女子
法華宗

水口左近将監
同　左近府生

一家内九人
内男子
女子三人
男子
女子
一向宗
浄土宗

土山淡路守
同　右近将曹

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一家内四人
内男子
女子
浄土宗

村雲左近将監
同 左近府生

一家内七人
水口左近将監
同 左近府生

一家内九人
内男子
女子三
男子
女子
一向宗
浄土宗

土山淡路守

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一家内　六人
男少　浄土宗
女少　男子　一向宗
女子　禅宗

一家内　五人
男少　浄土宗
女子　一向宗
男子　浄土宗
女子　一向宗

三上兵部前書　下
同　右近府生
岸路右近将監
同　左近将書

[illegible]
内　四人
男少　浄土宗
女少

一家内　五人
内
男少　浄土宗
女子

村田左近将書
同　左近府生
鈴木右近将監
同　左近府生

一家内 六人
内男少 浄土宗
女小 男子 一向宗
女子 禅宗

一家内 五人
内男少 浄土宗
女子 一向宗
男子 浄土宗
女子 一向宗

三上武前守 下
同 右近府生 〃
岸路右近将監 〃
同 左近将曹 〃

一家内 四人
内男少 浄土宗
女小 男

一家内 五人
内男少 浄土宗
女三 男

村田左近将曹 〃
同 左近府生 〃
鈴木 曹 〃
同 左近府生 〃

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

水ヒ右近府生

一家門 五人
内 男少人 法華宗
女子
男子
女子
男子

宮殿様ヨリ次ニ入△

一家門 七人
内 男子二人 日蓮宗
女 四人 男

三上肥後介

日 右近府生

一家門 四人
内 男子 天台宗
女子
男子
男子

一家門 五人
内 男子 天台宗
女子
男子
男子

一家門 四人
内 男子 浄土宗
女少
男子
男子

山中左近将監 〃

鈴木左近将監

三上肥後介 〃

日 右近府生 △

一家内 五人 内男少 女子 男子 女子 法華宗

水口 [illegible]

一家内 七人 内男 女 四人 男

[illegible] 信濃守

一家内 四人 内男子 女子 男子 天台宗

山中左近将監

一家内 五人 内男 女 男子 天台宗

鈴木左近将監

一家内 四人 内男子 女少 男子 男子

三上肥後守

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

一家内 於人
内男子人 侍五家
内女子人 侍五家
内右近衛

一家内 六人
内男少人 時宗
女少人 月
男子人 侍五家
女子人 月

水右近将曹 下
月 左近府生
水右近府生
水内侍従介
同 尾張介

一
女子人 月
女子人 月

十宅五位殿人数

一家内 者子
内男子人 侍五家
女子人 侍五家
男少人 侍五家
女子人 侍五家

三宅工位介
同 右近府生

一家内 拾人
内 男
女

少右近衛 只

一市内 婦 六人
婦 子
婦 子

法華宗
御門宗
浄土宗

一家内 六人
内 男少
女少
男子
女子

時宗
只
浄土宗
只

水右近将曹
水右近府生
水口伊勢介
同 尾張介

女 三人
女 子
只

女 子
只

△ ×

一

家内 五人
内 男小
女子
男子
女子

浄土宗
只
門徒宗
只

三宅土佐介 ×
同 右近府生

一家内拾人
内男
女
男子
女子
月

一家内六人
内男少
女少
男子
女子
時宗
月
浄土宗
月

水戸右近将曹
水戸左近府生
水戸伊勢介
同 尾張介

一
女三人
女子
月

一
内男小人
女子
男子
女子
月
浄土宗
月
門徒宗
月

三宅左近将曹
同 右近府生

一家内 五人
内男三
女三
日蓮宗
月
浄土宗
月

三澤右近将曹

一家内 六人
内男三
女三
日蓮宗
月
浄土宗
月
一向宗

鳥山参河介

一家内 六人
内男三
女三
日蓮宗
月
浄土宗
月
男三
女三
日蓮宗
月
浄土宗
月

藤木左近将曹

一家内 七人
内男三
女四
日蓮宗
月
男三
女三
浄土宗
月

上田右近府生

一家内 五人
内男壱人
女壱人
降土宗
日月

三澤右近将曹

一家内 六人
内男壱人
女三人
日蓮宗
男壱人
女壱人
浄土宗
一向宗

鳥山参河介

一家内 六人
内男三人
女壱人
男壱人
女壱人
浄土宗
日月

藤[illegible]

一家内 七人
内男三人
女四人
男壱人
女壱人
日蓮宗
月
浄土宗
月

上田右近府生

一家内八人
内男壱人 浮土宇
女四人
男壱人
女弐人

水口土佐介

一家内五人
内男弐人 祥宇
女弐人
男壱人 浮土宇

山本左近将監

一家内七人
内男壱人 門使宇
女弐人
男壱人 読羊宇
女弐人
男壱人 浮志宇
門使宇

調子左近将曹

一家内六人
内男壱人 真言宇
女四人
女壱人

富陸真平

一家内 八人
内 男壱人 浄土宗
女四人 男
男壱人 男
女弐人 男

一家内 五人
内 男弐人 祥宗
女弐人 男
男壱人 浄土宗

一家内 七人
内 男壱人 門徒宗
女弐人 男
男壱人 法華宗
女弐人 浄土宗
男壱人 門徒宗

一家内 六人
内 男壱人 真言宗
女四人 男
女壱人 男

一 [illegible] 近衛殿

一 [illegible] 近衛殿

一 [illegible] 近衛殿

一 [illegible] 近衛殿

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一家内六人
内男五人
女三人
男子
男子
俗五宗

一家内四人
内男子
女子
男子
女子
俗華宗
男
俗五宗
祥宗

土山長門介
内
左兵衛
△

土山信濃守
△

後
一家内拾七人
内男五人
女三人
男三人
女三人
真言律宗
男
俗五宗

調子筑後介

前
一家内五人
内男子
女子
俗五宗
男
女

村雲備前介
△

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一家内六人
内男三人
女三人
男子三人
浦上宗

一家内四人
内男三人
女三人
男子三人
女子三人
法華宗
浦上宗
祥宗

土山長門介

▽▽▽

一家内 六人
男 二人
女 二人
日蓮宗

河北右近府生

一家内 七人
男 四人
女 二人
男 二人
女 二人
浄土宗
法華宗

調子兵衛尉

一家内 三人
男 四人
女 二人
浄土宗

中川右近府生

一家内 四人
男 二人
女 二人
法華宗

土山左近府生

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一家内六人
男三人
女三人
日蓮宗

河北右近府生

一家内七人
内男四人
女三人
男三人
女三人
浄土宗
別
法華宗

[illegible]近府生

一家内三人
内男四人
女三人
浄土宗
別

中川右近府生

一家内四人
内男三人
女三人
法華宗
別

土山左近府生

一家内四人
内男子人
女子人

一家内五人
内男子人
女子人
浪士家

松田尼進度

一家内六人
内男子三人
女子三人
浪士家

進藤左右度

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一世度切支丹邪蘇[illegible]田宗[illegible]設有拙者共[illegible]
家領有之[illegible]者[illegible]加[illegible]可百姓[illegible]
寺請状[illegible]相違之[illegible]
[illegible]度可申[illegible]

元治元甲子年十月

土山淡路守

[illegible]井中納言[illegible]
市岡式部[illegible]
[illegible]

一野宮中納言[illegible]
木下[illegible]
西園寺[illegible]

一世度切支丹耶蘇教田宗門改有拙者共[illegible]
家領有之[illegible]者[illegible]何[illegible]
寺請状[illegible]
[illegible]

元治元甲子年十月

土山淡路守

[illegible]
市岡式部少輔
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一世度切支丹耶蘇教田宗門改有抽者共
家領有之共者 加行所百姓寄進 淡路守何某
寺諸状取定相違之事所詮不審成者
法度仕之 急度可申出候其為別所法度以上

元治元甲子年十月

土山淡路守

下

仍儀大納言様御内
淡路守上臈殿
山科前中納言殿

鉄炮改之事

近衛府中家領方々者知行取鉄炮改
入念相改猥不申輩業員高類防事家事
仕可致旨中付畏存後日如件

元治元甲子年△ 年十月

調子品後可 下

土山淡路守 下

所司代中納言様 宛

京都所司代中納言様
元治元甲子年
十月九日

鉄炮改之事

近衛府中家領方々之者知行取鉄炮改
入念相改猥不申 猥業ニ高麗防事家事
仕 [illegible] 堅中付 [illegible] 後日ハ [illegible]

元治元 [illegible] 子年十月

調子 [illegible] 後可 [illegible]

土山淡路守 [illegible]

鉄炮改之事

近衛府中家領方々之者知行取鉄炮改
入念相改猥不申輩業上者高類防事家事
仕置之所堅中付要之為後日如件

元治元年十月　　調子品後可申

土山淡路守

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

826
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用